

所得拡大促進税制と雇用促進税制、どちらを選ぶか？

平成 25 年度の税制改正により、所得拡大促進税制が導入されました。これは給与等支給額を増加させた企業に、一定の税額控除を認める制度です。また、同時に以前からある雇用促進税制も拡充されました。この 2 つの税制は、いずれかの選択適用となっています。どちらの税制を選んだらいいのか、以下 Q & A で考えてみましょう。

Q 1 所得拡大促進税制とは、どのような税制ですか？

A 1 所得拡大促進税制とは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、給与等支給額を増加させた場合、その支給増加額について、10%の税額控除を認める制度です。具体的には、青色申告を行なう法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、図表 1 の 3 つの要件を満たすときは、その給与等支給増加額の 10%の税額控除ができる、というものです。ただし、控除税額は、当期の法人税額の 10%（中小企業者等については 20%）が限度とされます。なお、個人事業者の所得税についても同様の制度が導入されています。所得拡大促進税制のイメージ図を図表 2 に掲げておりますので、ご覧ください。

Q 2 要件(1)の基準事業年度というものが、よくわからないのですが、もう少しわかりやすく教えてください。

A 2 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。たとえば、3 月決算の場合であれば、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度で最も古い事業年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度になります。基準事業年度は、その直前の事業年度ですから、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度ということになります。法律独特の回りくどい表現ですね。この基準事業年度は、所得拡大促進税制が適用される 3 年間の各事業年度において、常に変わらないということになります。

Q 3 給与等支給額は、役員の給与も入りますか？

A 3 給与等支給額は、法人の使用人のうち国内の事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等支給額をいいます。したがって、法人の役員やその役員の親族等に支給するものは含まれません。また、使用人兼務役員に対する給与も含まれないことになります。この場合、使用人兼務役員の使用人分給与も給与等支給額には含まれません。

Q 4 要件(3)の平均給与等支給額は、どのように計算するのですか？

A 4 各事業年度の給与等支給額から、日雇い労働者に対する給与等を控除した金額を、各月の支給対象者（日雇い労働者を除く）の合計数で除して計算します。各月の支給対象者については、月の途中で退職や採用があった場合にも人数に含めます。

Q 5 給与等支給増加額の 10%が税額控除できるとのことですが、この増加額は前年度からの増加額ですか？それとも基準事業年度からの増加額ですか？

A 5 給与等支給増加額は、この税制の適用をする事業年度の給与等支給額から、基準事業年度の給与等支給額を差し引いた金額です。したがって、前年度からの増加額ではなく、基準事業年度からの増加額に対して 10%の税額控除を受けることができます。

Q 6 雇用促進税制の拡充の内容は、どのようなものですか？

A 6 雇用促進税制とは、適用しようとする事業年度中に、雇用者数を 5 人以上（中小企

業者等は2人以上)かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした場合に、法人税(個人事業者の場合は所得税)の税額控除が受けられる制度です。この制度は以前からありますが、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度については、税額控除の額を雇用増加数1人当たり20万円から40万円に増額することになりました。

Q7 所得拡大促進税制と雇用促進税制どちらを適用したらよいか、年度が終わるまでわからない場合はどのようにしておいたら良いでしょうか?

A7 前述したとおり、所得拡大促進税制と雇用促進税制は選択適用となっており、いずれか1つしか適用することができません。いずれを適用するか不明な場合は、まずは雇用促進税制の雇用促進計画の提出をしておいてください。雇用促進税制を適用するには、雇用促進計画を事業年度開始後2か月以内にハローワークに提出しておく必要があります。その上で、申告の際にどちらの制度を適用するか判断してください。雇用促進計画の提出を行った場合でも、申告の際に所得拡大促進税制を選択することは可能です。なお、所得拡大促進税制には、雇用促進税制のように「事業主都合による離職者がいないこと」の要件はありません。

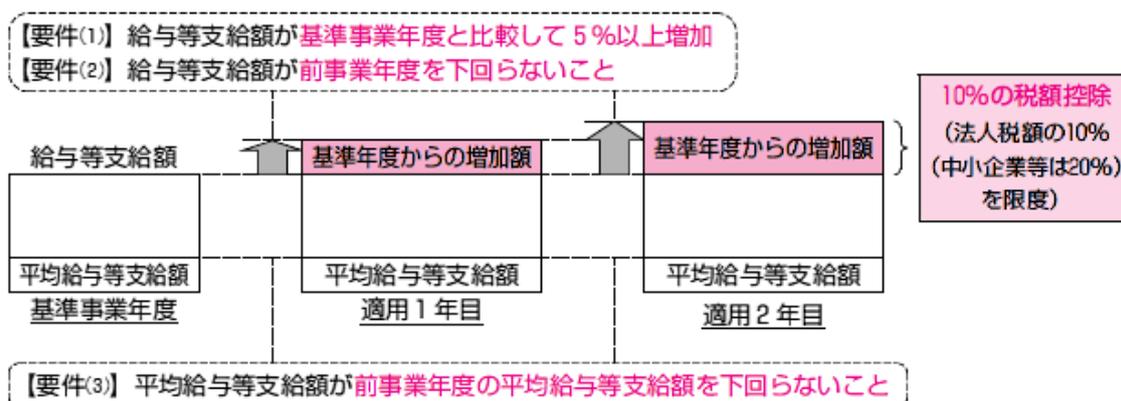
東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

図表1：所得拡大促進税制の適用要件

【要件(1)】	給与等支給額が、基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
【要件(2)】	給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
【要件(3)】	平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

※基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう

図表2：所得拡大促進税制のイメージ図



(参考：経済産業省資料)